

「障がい者」への表記変更について

【本市の現状等】

所管部（障害福祉部）の現時点での見解は「下記の理由により表記変更の必要性はない。」と判断している。

- ・「障害者」における「障害」は「個人を対象としたものではなく、社会生活をするうえでの障害を意味している（社会の側が当事者との障害を作っている）」と解釈している。従って、害の字を使うことで当事者を差別するという解釈は、逆に当事者を差別することになる。これらは、本市の障害者団体と長年共有してきた価値観であり、多くの当事者がこのように捉えていると考えている。
- ・また、社会の側にある障害を取り除けていない段階で、ひらがな表記に変更するということは、問題の所在・意味をあいまいにしたと捉えられる可能性が大きい。
- ・事実、本市の障害者団体で「障がい」表記を使用しているところはなく、「上記理由によりあえて使用していないもの」である。

【表記変更について】

- ・所管部としては当事者から強い要望があれば変更する必要があると考えている。

【用語使用の統一化の原則について】

- ・人権部のみ、「障がい」と表記することは、相当の理由が無い限り、地方自治体における用語使用の統一化において課題を残すこととなる。

【その他経緯】

- ・障害福祉部では、以上のスタンスに基づき、厚生労働省との意見交換を実施し、国も同様の見解をもっている。（平成20年7月23日）。

【人権部の見解】

- ・当事者の意見を尊重すべきである。本市の当事者は表記変更を望まない人が多いと推されるため、今回、堺市人権施策推進計画を改定するにあたり確認を行いたい。

【人権部担当者・連絡先】

人権企画調整課 松村・松井

電話 072-228-7159

FAX 052-228-8070

メール jinkenki@city.sakai.lg.jp